

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 住民課 国民年金係

個人情報ファイルの名称	国民年金システム	
行政機関等の名称	木曾岬町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金異動等事務 国民年金保険料に関する事務 国民年金給付事務	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 続柄、8 親族関係、9 婚姻歴、10 収入状況、11 公的扶助、12 個人番号、13 基礎年金番号、	
記録範囲	国民年金の被保険者	
記録情報の収集方法	本人、個人住民税システム、三重県国民健康保険連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構、三重県国民健康保険連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 木曾岬町危機管理課	
	(所在地) 〒498-8503 三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地 251 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日